

理容師及び美容師の養成制度の現状

1 養成制度の概要

理容師又は美容師の資格を得るためには、高等学校卒業後、厚生労働大臣の指定する理容師養成施設又は美容師養成施設において、必要な期間以上、必要な課目を修めた後、厚生労働大臣が行う理容師試験又は美容師試験（学科試験及び実技試験）に合格しなければならない。

なお、当分の間、中学校卒業後であっても、理容師養成施設又は美容師養成施設に入所し、理容師試験又は美容師試験を受験することができることとしている。

また、現在、理容師試験及び美容師試験の実施については、厚生労働大臣が指定する（財）理容師美容師試験研修センターに委任している。

2 養成課程と修業期間

養成課程は、昼間課程、夜間課程及び通信課程とし、就業期間は、昼間及び夜間課程で2年、通信課程で3年としている。

3 教育内容

（1）教科科目及び標準授業時間数

教科科目は、必ず教授しなければならない「必修科目」及び養成施設が独自に課目を設定することができる「選択必修科目」に大別され、それぞれの課目ごとに規定された授業時間数を標準として実施している。

教科科目	昼間・夜間課程	通信課程	
		面接授業	添削指導
必修科目			
関係法規・制度	30時間	10（10）時間以上	3回以上
衛生管理	90時間	30（30）時間以上	4回以上
保健	120時間	30（30）時間以上	4回以上
物理・化学	90時間	30（30）時間以上	2回以上
文化論	90時間	15（10）時間以上	3回以上
技術理論	120時間	15（5）時間以上	5回以上
運営管理	60時間	10（5）時間以上	4回以上
実習	800時間	450（175）時間以上	6回以上
小計	1,400時間	590（295）時間以上	31回以上
選択必修科目	600時間		
合計	2,000時間		

※ 通信課程における面接授業時間数のうち、かっこ内の数字は、理容所又は美容所の従業者である生徒に対するものである。

また、養成施設の設置者で構成される（社）日本理容美容教育センターにおいては、各教科課目ごとの教科書を作成しており、養成施設において活用が図られている。

（２）理容所又は美容所での実務実習

教科課目のうち実習については、養成施設内で行う他、生徒の技術習熟状況に応じて適宜、理容所又は美容所において、適切な理容師又は美容師の指導の下に、年間60時間以内、1日4時間以内の実務実習を行うことができることとしている。

（３）中学校卒業者における講習

養成施設の入所は高等学校卒業以上としているが、中学校卒業者の就業の機会が狭められることのないよう、中学校卒業者についても養成施設の判断により入学を認めている。

中学校卒業者を入所させる場合にあつては、養成施設における学習に支障の程度の学力を有する者を選抜するための入所試験を実施するとともに、養成施設における教科課目の学習を補助するための講習（現代社会35時間、化学35時間、保健35時間）を実施している。

なお、内閣総理大臣の諮問に応じるために設置された規制改革会議において、本年度、新たなチャレンジを目指す若者等を支援する観点から、再チャレンジを阻害する要因となっている資格取得の学歴要件等の見直しを検討することとされ、理容師及び美容師の資格制度において、中学校卒業者に対する講習課程については、平成7年の理容師法及び美容師法の改正の趣旨を踏まえて、その課程を必要なものに限定する観点から見直しを検討するべきであるとされたところであり、平成19年末までに結論を得ることとなっている。

4 養成施設の指定等

（１）養成施設の指定

理容師養成施設又は美容師養成施設を設置しようとする者は、設置申請書を厚生労働大臣に提出することとし、厚生労働省令に定める指定の基準に適合する養成施設を指定している。

厚生労働省令に定める指定の基準の主なものとして、

- ・教科課目及び標準授業時間が厚生労働省令で定めるとおりであること
- ・教員は、それぞれの課目について、厚生労働省令に該当する者であつて、理容師又は美容師の養成に相当であると認められるものであること
- ・校舎は、普通教室、専用の実習室、消毒室、図書室等を備えているものであること
- ・普通教室の面積は、生徒1人当たり1.65㎡以上、消毒室の面積は、6.61㎡、実習室の面積は、生徒1人当たり1.65㎡以上であること
- ・学习上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有するものであること
- ・経営方法は、適切かつ確実なものであること

等を規定している。

なお、養成施設の指定等に関する事務は、厚生労働省設置法に基づき、全国8か所の地方厚生（支）局が実施している。

また、指定等に当たり必要となる調査等に関する事務は、法定受託事務として都道府県知事が行うこととされているが、当該規定は地方厚生局が設置される以前に創設されたものであることから、十三大都道府県環境衛生主管課長会議より、その廃止が要望されている。

(2) 養成施設に対する指導監督

養成施設に対する指導監督は、厚生労働省令に基づき厚生労働大臣が、必要に応じて報告の徴収又は指示ができることとし、各地方厚生局において実施されている。

なお、地方厚生局が設置される以前より、養成施設に対する指導監督に関する事務を通知により都道府県が実施していたことから、現在、地方厚生局と都道府県の双方が指導監督を実施している地域もある。

(参考) 平成7年理容師法及び美容師法の改正について

従前、理容師又は美容師の資格を得るためには、中学校卒業後、厚生大臣の指定する養成施設で必要な課目を修めた後、都道府県知事の行う学科試験に合格し、かつ、1年以上の实地修練（いわゆるインターン）を経てから、都道府県知事の行う实地試験に合格しなければならないとされていたところである。

平成7年において、理容師又は美容師の資質の向上等に資するため、議員提案による受験資格等の所要の法改正が行われ、現在に至っているところである。